



改元難陳雜々

二百一十八号
一册

上

73
6278



73
6278

去
水
五
味
均
平
藏

條事定改元定參仕公卿



左大臣

權大納言

皇太后宮大夫

權中納言

高倉中納言

清水谷中納言

右衛門督

二位宰相

新二位宰相中將

左大辨宰相

傳奏

皇太后宮權大夫

奉行

藏人頭右中辨隆光朝臣

條事定次第



卷之三



上鄉着仗座

諸鄉着陣

次上鄉令官人裏載

次令官人呂外記問諸鄉參否

次令官人呂寄文書

次上鄉仰大辨令讀之

次仰可定申之申於最末參議

次諸鄉自下薦定申

次上鄉仰大辨令呂覲

次仰大辨令書定文

次大辨書之讀畢加本解進之或仰後日可書進之由令檄覲

次上鄉披見

次令官人傳仰外記可持參管之由外記進管

次以官人招職事 奏聞畢返給仰仰詞

次上鄉令官人呂辨下文書仰仰詞

次令官人傳仰外記可檄管之由外記檄之

次仰大辨令檄覲

係事定伺

大辨宰相

筑後國自申請雜事三箇條一々被裁許有何更哉

新二位宰相中將

筑後國自申請雜事三箇條在大辨宰相定申北北同又

二位宰相

官勘申筑後國司申請雜事三箇條之事在大辨宰相定申同又

右衛門督

官勘申筑後國司申請雜事三箇條在大辨宰相定申同又

清水谷中綱言

筑後國司申請雜事三箇條在大辨宰相定申北北同又

高倉中綱言

筑後國司申請三箇條雜事在大辨宰相定申同

權中綱言

筑後守本朝臣良寬申請北三箇條雜事

左大臣辨宰相定申二同下

皇太后宮大夫

筑後國司申請雜事三箇條事同左大臣辨宰相定申

權大納言

筑後國司申請雜事三箇條事左大臣辨宰相定申廿九同下

左大臣

筑後國司申請雜事三箇條之事左大臣辨藤原朝臣定申二同下

條事定口文

筑後守平朝臣良實申請雜事參箇條事
一請任先例遣官使被停止起請以後新立左
國並加納田白鳥等事

一請同任先例被停止諸社神人諸寺惡僧等橫
行所部根致奸濫事

一請同任先例被停止諸社司等寄事於神威以
謀計文書不決理非掠取人領事

左大臣

權大納言藤原朝臣

皇太后宮大夫藤原朝臣權中納言藤原朝臣

權中納言藤原朝臣 權中納言藤原朝臣

右衛門督藤原朝臣 參議藤原朝臣

左近衛權中將源朝臣左大臣藤原朝臣等

定申云各任續文被裁許何事之有哉

文政十三年十二月十日

年號勘文

勘申

年號事

天保

尚書曰欽崇天道永保天命

嘉亨

晉書曰神祇嘉亨祖考是皇克昌厥

後保祚垂疆

萬德

文選曰萬邦協和施德百靈而肅慎致貢
保和

周易曰乾道變各正性命保合太和乃利貞
安延

禮記正義曰以武王承文王之業故安集延年
右依 宣旨勘申如件

文政十三年十月七日正三位行式部大輔菅原朝臣
為頭

勘申
年號事

監德
尚書曰天監顯德用集大命撫綏萬方

喜延
文選曰寤寐嘉歆延佇忠實

萬延
後漢書曰豐千億之子孫歷萬載而永延

嘉永
宋書曰思皇享多祐嘉樂永垂矣

寬安
荀子曰生民寬而安

方依 宣旨勘申如件

文政十三年十二月七日從三位行式部權大輔兼文章博士菅原朝臣以長

勘申

年號事

天叙

尚書曰天叙有典敕我五典五惇哉

嘉延

藝文類聚曰祥風協順降祉自天方隅
清謚嘉祚日延與民優游壽萬年

嘉德

春秋左傳曰上下皆有嘉德而無違心

萬和

文選曰布政垂惠而萬邦協和

元化

晉書昌元首敷洪化百僚股肱並忠良

改元定次第

先職事下年號勘文於上卿

次上卿結申職事仰乞詞

次諸卿見下勘文

次上卿仰參議令讀之

次仰可定申之由於最末參議

次諸卿自下隔定申

此同返進勘文於上卿

次上卿以官人招職事 奏定申之趣

此便返上勘文

次職事歸來仰一同可定申之由

次上卿召職事示其由於諸卿

次 奏議奏之趣

次職事歸來仰改其年為其元年 并詔

書息赦等事

次上卿令官人召大內訖仰詔書曰之趣

次內訖侍參 詔書草入宮

上卿披見

次以官人招職事

奏聞昇返給仰可令清書之由

次令官人召大內記仰可清書之由

次內記核奏清書之由

上御被見

次上御進弓場內記附職事奏聞昇返給

次上御復仗座

內記置筭退入

次上御令官人召外記同中給輔參否

仰可占之由

次中給輔參進執賜詔書

次上御以官人召內記令撤筭筭

次上御仰故事於別當

別當不在座者召執負仗仰之

次辨覽吉書

上御披見以辨奏聞昇返給

上御結申辨仰之詞

次上御御吉書於辨之結申

次職事下吉書

上御結申職事仰之詞

次上御令官人召辨下之辨結申

次諸卿退坐

年號舉奏詞

左大辨宰相

式部大捕菅原朝臣式部權大捕菅原朝臣文章博士在久朝臣勘申年號字之事嘉延殊岳維侯

新二位宰相中將

年號事被用嘉享何事ノ有之也

二位宰相

文章博士在久朝臣勘申嘉德殊岳維侯欽

右衛門督

年號可為何字哉事文嘉事博士在久朝
臣勘申嘉德可回欽

清水谷中綱言

年號事被周安延何事者

高倉中綱言

年號字事天保寬安之間可被計用哉

權中綱言

年號之字嘉延可被用哉

皇太后宮大夫

年號之事嘉德天保有何事哉

權大綱言

年號可被用何字哉事文嘉事博士在久朝
臣被擇申萬和可被用哉

左大臣

年號字事嘉延天保可然候

四年

難陳詞

嘉德

難

權中細言

嘉德之號後漢嘉德殿乃此之事乃一
自之高祖父已來屢申難言且德字先
自有被仰之旨前漢後哲多述所存實
為甚謂嘉可被因此號歟

陳

皇太后宮交

嘉德號嘉德殿火災之事強不可抱年

号之旨難陳事舊訖且德字雖有二代法言
厥後每度被舉用之上者無子細乎近到一
德有數号况引文曰豐字而字義殊勝尚書
曰予嘉乃德曰篤不忘被採用有何難哉

重陳

右衛門督

嘉德號權中納言源朝臣被難申旨報
雖有諸謂異朝不快難用我朝言例不一
候德字雖有旧雜皇太后宮大文藏原朝臣如
陳荅數度被用之上者可垂巨難哉且此二字就
中神妙之間古來不棄之撰進可為此號之規模

哉殊亦又置字先賢所執也又案史記曰長承聖
治群臣嘉德字可謂美號被奉用可然候

重雜

在大辨宰相

嘉德號陳荅之趣頗被盡其理之上者不能
成慮之雜置字最難可宗既先賢火火妖孽
之雜不少殊德之字曰雜更不及此倚言况上下
其以為雜字乎又引文諸侯之儀也雖非垂先聖
旁不庶幾候

三陳

二位宰相

嘉德號之論雜其說若有理雖然如引文
上下有嘉德而民和則何禍災之有晏文記曰
秋不勝德遂修德有以且樸元號用置字
為善此號最可矣宜在上宜

萬和

雜

清水谷中納言

萬和号萬字先賢多雜之且此号生之亥而不
被登用竊意有其故歟竊以不庶幾候

陳

權大納言

萬和之號被雜之旨雖有其謂萬和之二字亦文
文選文符合于聖代五行大義曰陰欲化萬

物和合也然秋未地數動是陰陽不和也當
時四海昇平万邦仰皇化者萬和氣為物
志被祿用可然候歟

寬安

雍

皇太后宮大夫

寬安号有緩舒安佚之意又安字在下之号有
舊害之事且音變言亦万快之上舊雍不少每度
出見不被祿用者有其謂歟宜在辟議

陳

高舍中納言

被繼申之旨非垂其謂此号先誓示繼之雖然
字の義非一隔各有其所當歟音變言之變疑示非
聲韻全同前修又有蒙蒙之輩虞廷之吉嘉模
曰寬而栗孔門之朋訓曰寬得眾且文思安々
者堯天之德容安貞之吉者坤地之元氣最於
紀元古為佳字被祿用何事之候波年哉宜在
上皇

重雍

在大辨宰相

所被陳申雖有其謂皇太后宮大夫藤原朝
臣被繼之旨殆當然候通聲之俗繼強難
不足論裏口所唱海邊繼兩字連續之上者

音響音殊不快候矣案引文雅為物然於
聖代者百歲叟可欲起所謂野無遺賢是
也而為其書也子類為其篇也致仕既及度
釋議不被登用示宜矣偏可被閣條款

判

左大臣

寬安之號非垂存旨此雅之議暫可被閣之

嘉亨

雜

二位宰相

嘉亨號考所引文晉家受命明堂降
神歌也於即位紀元之號者最為宣今

目變異而改元取他號之且者以可有學
用款

陳

新二位宰相中將

嘉亨之號雜言之趣細論之則雅如可然
豈唯可泥受命之初乎本文之中克昌厥後
一勾本周頌讚美文王之詞續之以保祚垂
之句如此之歌每唱誦之以祈皇祚之悠久
庶之常情也且近者天明改元被用寬政其
引文非關崇上之事今復本文藉不自愛
異之故被登用不可百巨建候
波年

安近

難

古衛門督

安近號此文且之起文王病事也尤可被
得或文應度既有其沙汰之由經光記置侯和
之家又申所存候間勇難採用候

陳

清水谷中納言

安近之難頗有其謂雖然尚書註曰以道
惟安寧王之德謙欲近之以此考之亦為
佳号乎且在群議

重難

新二位宰相中將

安近之難權中納言藤原朝臣被障申
之旨雖有其理聊此申別難抑經典歷
史固不少而此引文僅用正義若不滿人
意歟又近字在下近例寬近之末有地動
之事於斯度者先可被避乎

判

左大臣

安近之難兩難能述其意此外猶有可
議之事恒被論選他難

吉嘉近

難

高倉中納言

嘉迄雖為佳強音切不便美欽且嘉字
嘉吉以後久不被採用以他強被擇可然
候波年哉

陳

楷中細言

嘉迄雖嘉吉之後不用嘉字之旨雖被
申雖書化字大化之後歷千餘歲而被用
文化已為美強且藝文類聚之本文前
後審觀大平之氣象况今當臘月建斯
親元被易曰強者詩中所語率土同歡和
氣柔蘇應驗又矣疑乎

重陳

左大辨宰相

嘉迄雖之事被強申之旨雖非垂其理權
中細言原朝臣如陳荅被稱美引文者古
今通規也休於迄字者聖朝佳強不少表
賢之所知今更不及申述又音響之事非
大患者何有用捨乎一天下被通用之強豈
以小強哉論大切者不歸小過大美者不
細排不拘小強可被採用欽宜在上宜

判

左大臣

初陳再陳之旨趣既足燦然斯展翰林之

勘文熟誦晉賢之詩詞今屬佳節殊有其
寄實可謂美善之臻候

天保

雍

權天綱言

天保雖佳雍此天方雍雍之天方音猶音相
近如何候保年

陳

高倉中納言

祀維之趣雖有其謂字音相近者於年号
強不及其沙汰之旨先華者申候汝况音訓
其優美之由執申人之長有之候天保二字遠

則天曆康保近則天和享保皆為聖代之嘉
號且書曰天迪格保是因公且述皇天眷顧成
湯至於保安之詞也又曰天壽平格保又有
殷又公且稱殷代國安而民治之語也 皇天
之保右愈為國家之禎祥更錄宣被登用哉

重陳

皇太后宮大夫

天保雖陳答其理最當矣天禧陽萬物之
主宰也保養也以天德保養萬物則詩所
謂符天保定禹之意實美号之濬猗猗者
年

判

左大臣

天保取仲虺之誥之文以立元號彼篇王者
敬天安命之道至多盡聖經之要言朋言
願可被採用也然則以嘉延天保之兩號令
奏同儀 四年

天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日
天保元年五月五日

詔書

詔感禎祥而建號前史之所記因變異而
及元後王之所則朕謬以菲薄曾為元首
恭守三器謨御四海雖盡心惕乾之心雖
致鷄鳴鶴鳴之思政令不即乎教化不化年
比歲東西戎殃累時民庶維穩何四宗之朝
有事人火延及京師告變地覆非輕口國彌
懷危懼上下益加驚愕朕之不逮何以是哉
今會廷臣謀眾同議年擇嘉號新發恩
令其改文政十三年為天保元年大赦天下今日

朕喪以前大辟以下罪重輕已發贖未及發
贖已結正未結正咸皆赦除但犯八虐故殺
謀殺私鑄錢強竊二盜常赦所不免者
不在此限又復天下今年半信老人及僧尼
年百歲以上給穀四斛九十以上三斛八十以上二
斛七十以上一斛今也玄陰將謝蹤青陽且布
和度乘此時令宣其物更始普告遠近
俾知朕意主者施行

天保元年十二月十日

正月

元日 四方拜

その元日宮の別は清涼殿東庭は榻のすまゝと云ふ初天地四方又小庭と云ふ

山陵と御拜有と年更と儀は室祚と祈せらる由公事

根源の清涼殿の東庭の東御所すまゝに

御拜の所と設け具儀に白木の机と坐て香花灯と供

て祈ふと御拜の規式あり為時雨儀は長橋廊下籠り不

成行の如し

大庭子御儀

その清涼殿大庭子の御拜は

中厨子正次りて格采女とて其の略の中後也陪陪は
南東首頭申の
以年也の司知りて年長役送り五位の職事六位
の藏人也古くは毎日物乞とて度事り事あるがいつの比より後
そのと享保年中元日下度とて再興あり也

朝餉子中後

その法味殿朝餉の間は神内宿司中厨子正次りて其の
略の中後也陪陪は西局午長内侍中下末女御とて古くは
毎日の度事りて終るとて享保年中再興あり也

内侍所神供

その内藏寮大膳職より奉る内藏寮に於二給台大膳職に

折敷とて休六本也毎月朝餉一回中世に本膳とて元
文即和年中より再興あり也

屠者屋白敷

その小東曲兼頭より奉る元朝ふるりて

中齒固

是の事を撰ひ内膳司漢名氏より奉る折敷とて休六本系松
の傍りありて小膳候より置りて置りてすきること也

中強供中の中後中菜也の中後

その中より奉る中後中菜也の中後

中貢中後

果て入申也百歳は小の量量屋とて上は門家より此の法
陽師百歳後老車位之積年一西家の志を申す
一七の離れ兵庫と云積年後より京位也元徳三年
の元徳北畠の千枝百歳二人書りしも一辰記年中行
つは横河の千枝百歳と云り或は元徳年中行
事と云り千枝百歳と云の事ありし由なり
今も河津には内川の千枝百歳ありし由なり

披衣の略

是の書より任階 官事の事と職事立長徳の奏
と云り一巻せり叙位の儀式の遺凡より村上

天皇の御前より行ひし事と云徳年中五り不改ら
りしとも云り

七種菜

その書菜と竹筴小入申小根菜とて水之御家
とらるる西宮記に北山抄に五月上の子白根菜菜内
藏家内後司者信一 飛時記に一人日採七種菜作
意十節記に採七種菜其書味は 何是除邪氣之術
也七り七種と云る事其書物信も云り其書菜の
一は之等多天皇宮中年中申に始り由公事始源記

六 申 歌

牛又もはるもや今の節令にらこせはまよひ
ひろくこまのころこまのちひのひのせいらち
小あつらひ 宮平のゆ紀小載らとそまふ今の
名舟の美ふもはる何れもとけりあつそま馬を
ちとせらるるまふとあつらひ白毛の馬に
幸うと白馬の馬に白毛の馬に
くつらるるまふや今の馬のゆ紀小載らとそまふ
古し白毛の馬に白毛の馬に

北陣

その節令にらこせはまよひ 横濱遠使

下司殿多夫判事方に多あふと秋あり節令中原
氏町白馬と氏と海軍のあふらとて明治博士
大判事ふらるる節令に 孫川あふら小載らとそまふ
五人とそまふと春の節令の五判事とそまふあふら
月形あふらと神官位も春の節令に 是はあふら別
及ひとそまふの節令にあふら有て看督長大長使
廳のちのちとそまふと 因殿塘重門のちのち
於て源科の人と免教せらるる作法とそまふ
任職人並に陣の官人ホつらあふらは府の
壇上せらるる式とそまふ

門係陸家より申す所の家も所承人
も申す所の法皇殿に在りて有る所承人
もあはれ

神宮奉事始

その御事を神宮の事と奉事する所
より社家の官位より自任する所

太元師法後河内公家

皇八のころは常衣長衣より御所衣の流
家今より法皇殿より御所衣有る
は師のまゝに
流る太元法
の御所衣よりなり

十一、 聖武天皇奉事始

その御事社の上と奉事す神宮より
係より有る十九の御事

二、 仲武

その年猶の御事より
十五、 三城抄 又爆作 又左義長

その年より中法皇殿東向奉事 御所衣
御所衣より三城抄より爆作 長持御下
御所衣より三城抄より爆作 御所衣
七五より御所衣より山形家御所衣より

之に焼くや法成苑の池に火をくもる
 神楽苑の池に火をくもる高野法成苑に
 三鉢寺に火をくもるに火をくもるに火をくもる
 東方朝の神異記に西方屏山の中に有人
 長尺條祀せし人別名を魚名曰山標人許
 著火中火燐有聲而山標驚憚見林
 佳節録云本朝正月十四日撤門本松竹
 十五日の焼焼之以為喜事小兒也寺向
 火相唱曰東工爆竹蓋我東方爆竹也
 言漢家除夜或元夕為爆竹我邦今夕

為之而已今此はち中々小々やとてや
 せむけ説かやとてやとてやとてや
 此事は十八日の火にやとて爆竹と云
 也と云る左義長の塩巻抄と云後漢
 明帝永平十四年正月十五日佛書と
 左小道書と云ありて焚た家の書焚る
 左義長せりといふこととて傳存の説と
 是れももつる事と云るの年中行つたか
 十五日の火にやとて左義長と云る也
 是れは即ち火をくもるに火をくもるに

七柱御齋

そいふ水刃七柱の齋と傳ゆふこゝ御とす
中流より後をうしと追代は再興有定
る武も二月十五日水刃傳ゆ七柱齋
しんてい

十七。踏鞢御齋

そいふ十六。車は雲を長敷ふか所御齋とす
齋のさしこしとて御齋は及内を御齋
ホ元々白馬のめしとて御齋は及内を御齋
撰元曰大方二月十五日の御齋とす

中の男女の声くもくもくといふことして
二年の役廻と作して御齋とすとも御齋
うとて御齋は及内を御齋とすとも御齋
唯白馬のめしとて御齋は及内を御齋
トて御齋は及内を御齋とすとも御齋
衆人御齋とすとも御齋

十七。舞御齋

そいふは御齋とすとも御齋は及内を御齋
舞御齋とすとも御齋は及内を御齋
御齋の御齋とすとも御齋は及内を御齋

のそくそくも難く見え入りし

ちの 中歌

星のあまを侍りしやうしきをさくくのりん
昆布ふあこりあうり

世の 中月次和歌中今始

その法座及び中座に於ては燈をともし
入て候り中歌の人多し記し候との定
馬の駕りし候事定候事申候事
と設け法座をともし法師左方に忌聲
右方にあそはし候事申候事

のり所候りし中月毎に法座所に群居也
法師法座を奏し候事然候事
中座の法座七遍物家冥白の二遍
候ハ二遍の候事申候事
通敷有法座を 入中なり

あ 護持中祈

その護持傍の所は中座を候事候事
中座有年月の所護持候事
中座有年月の所候事候事
中座有年月の所候事候事

上申日 春日祭

是日宮中より中興式あり午の日の曉より雨の
 日の影も河神事有南都糸向の位公上卿
 上卿一考のやもほくしりかんたふと刻し素仕
 の十車やひらりてさきさきありけり素仕のなや
 命せらるしとてはまのりあふの言は大仲ゆきの内
 ありあはせしとてはまのりあふの言は大仲ゆきの内
 辨^上の地よりな好記史史て言官掌り後を
 局案押記案内殿案大抵職左右馬寮大
 蔵有^二水司辨侍院雜色衛士使部也^一系
 る法和天皇貞觀年中申小娘あり^一事
 根源あり^一

上

是の上の丁の日は菅家法家元子系
 内^一を儒経と傳し^一侍を教せ^一る^一武有古
 一^一天を案の年よ法を學校して行い^一
 稱奠の遺凡也稱奠の事^一禮記^一身自合
 三月仲春之月上丁命樂正習舞^一梅奠^一
 有^一中朝^一の文武天皇大室年中^一
 清りなれ^一

十五 温樂掛物

是日御殿より柳の枝とまてあり^一

掛らるるを後殿を分ち揚るるあり

院中より遠く見れば庭の中央に石のつくら

中樂殿

そのり居るより見ると深く有るやゆわに

おしり中樂の殿を方角にありて中樂殿

の庭殿と人々すのこの一室にありて

其庭の所縁ありてありて中樂殿あり

るに樂果齋あり

水之樂宮中樂

其に後を中樂院の中ありて中樂の

中樂殿の殿庭ありてありて中樂殿

の庭ありてありてありて中樂殿あり

後ありてありてあり

中月次和歌あり

その庭に三題ありてありてありて

ありてありてあり

西之廟中樂

その北に天満宮ありてありてありて

中樂殿ありてありてあり

二月の中歌

昔より昔の字の東に服薬の字の内裏服薬
の昔蒲と昔草西宮記より丸や昔昔蒲の
除火災也と枕花禪宗の記小丸と昔昔蒲記
五月五日線艾為人懸於戸上以禳毒氣云と
その年の服薬云や

五の 冲秋

その冲秋粘昔昔蒲男古をも上る二秋は四の
三秋錫菓物は法新より云

昔蒲冲秋

その年の比しや坊城家の材もあつた

され清土をきとゆつてその法は服の草は服の
の通りと病と云ふまゝら又柳、河村、村、村、村
お、そのも清土はくても、内侍所の西の扉と云ふ
西宮記に五月六日府に昔昔蒲薬、南庭と云ふ
遺凡のうらまへ

昔蒲冲秋

昔昔蒲と云ふは昔昔蒲の昔昔蒲の
昔昔と紙摺りして後ひたりとのし長柄の昔
昔昔と云ふは昔昔の昔昔の昔昔と云ふ
調進す

藥玉

其系考亦白の掛懸元淨は高島浦と作り五色
 の糸と切れたるもの也又糸を酒に漬く糖の實有因
 小丸の菓と入りしきと定む武下凡五月五日
 菓を料高島浦文雅元十持し河に首ら高
 島浦文雅とての菓也と附良の花を傍り五
 又の糸こそ酒をくぬぬ菓をくは後世未だ
 雅元とも高島をゆりぬ菓と入りしき也又附
 河新らふらひ菓と入りしきす西宮元五月
 五の多所製と高島に流流人取は後世書

河産母屋南北柱又五高島高島揚續命糖也
 昔の糸針より酒をくは河新も掛らし人も
 編りたるしるぬ分りゆわ入の職くふら也捨故
 抄に凡俗記と行て五月五日の五高島線繫
 臂襪西乳令人不病瘟一名長命糖一
 名後命糖一名辟兵糖又河海抄に
 五高島線線糸とて書しきなり

高島浦湯

其の高島浦の湯花をくは釜敷役人の湯小入
 与りし味淡く入て功有る中草山も又西世流

古月入 御遂久利

是ハ楳司（上ツ）楳司（中）楳司（下）より奉る萩原の紙をむしりて水不漬芋ぼろの汁と糠菜の粉入こ収味湯汁を煮たるおろり古用初中終二度にも料理あはれと云書不板京候らぬへりしと云六月古用不用ゆらと云右の廻り法所よりしと云

水合

是ハ古用の申陰陽師大黒氏詔をとり水と呪し七井口合せ入るなり

十六日 祇園寺會所 御款

その昆布（地）何と男（し）指より取取法所より

と云

十六日 又吉祥 又赤通

是ハ七赤定とて蒸き菓子七又法所より与り黒糸を井六合の湯をまかせ中院親玉の係方堂上方女中方采女に御後下よりと赤祥の一本扱きしりしは法所流御印信よりしと云六月十六日赤祥十六又と云く候と求の

より神代巻の後には古例不承し一
とて後世侍らざるに候ふ事
又室町家の時六代は揚子と射て懸
員たる事いふ事候十六又と
候事と事のはれと事候事
の年号は十七年有る事候事
神代元年は十六年と事候事
あつた事候事候事候事候事
事候事候事候事候事候事
は神代の子孫候事候事候事

神代巻の事候事候事候事候事
世流官名に仁明天皇は神代二年六月
十六の書後金教白龜以為者此聖之是
事候事候事候事候事候事候事
語に仁明天皇の時神代の事候事候事
らと事候事候事候事候事候事
の事候事候事候事候事候事候事
事候事候事候事候事候事候事
事候事候事候事候事候事候事
事候事候事候事候事候事候事
に候事候事候事候事候事候事

之聖代及韓、日紀、有と書き、
後と云ふ史、
不審、
其の

聖廟神法集

其の天海宮神法集、二月、

水正月神

是の初秋、
二秋、
三秋、

大湯

其の釜、

湯

其の六月、十二月、

内侍所、
冠、
口、

蔓、
口、

其の、
天武、
天智、

其の、
本朝、
月、

其の、
大抵、
神、

其の、
延、
武、

其の、
太、
唐、

其の、
心、
不、

其の、
解、

除不祥ヲ越復ク到秋ニ意こと松トスル
テ漢土也上巳中元後除有本朝ニ度
の法極そふ御ま

茅ノ輪

そい所在山科氏ノ州とす輪の太し九寸廻ノ輪の
廻り五寸足條内ニ三寸と集のちノ葉ノを法ニ御ま
まなるめは物ノのさくらと法ノ一法ノ葉ノ
法ノ一ノ水ノ月ノ若紙の積す人ノ子年の命終
ノかこと秋とこ反唱の事ノそけり古今六帖ノ
かたりノ事積原ノ法也古ノ記ノ一也

つまねしそあとの糸とてふふ切てもさうくはりのまけ
ニあそ誦す下ノ一ノをそいむ武部ノ秋也後續遠
集あつて茅ノ輪のけりらうノ一ノ葉打をいん長人
ノ一ノ葉ノ酒とす茅ノ輪とす也ノ一ノ葉也とのり
ノ一ノ葉ノ葉ノ鳥ノ葉ノ葉氏將生ノ志ノ一ノ葉ノ
あそこの一ノ備後風土記ノ一ノ葉ノ一ノ葉ノ

七月七日 卯秋

そのゆ秋素新素候推司ノ一ノ二秋也四也三秋
すのあつて凡法所ノ一ノ昔ノ葉ノ葉と内候ノ一ノ
事ノ事積原ノ一ノ一ノ今ノ素新はほん

七夕の向形

其の儀の系七枚沖冠七面は筆に書寫一挺筆の
 系は筆とついでにのこまを後ひ梳の皮七條原由
 形とわらわれても向うせめて院中にもとまると
 唐蓋下のとわぬ師匠右京右史持系と堂上方和歌
 派と有任一披津の形式や一昔と乞巧漢と
 仲敷の庭は机と御立灯臺丸本灯有機の赤
 りのぬと垢筆のそ筆の柱とまて並終夜を並
 お有てたらしく水と入星とくは一も向う中
 乞巧は唐より起り早小形筆といのらと云々朝

半は孝徳天皇天平勝宝年中より始り由事
 披原ふとくまへ 桃屋院に代は七遊ひを待た
 管絃とくもの七種のいれ有はあ代はいれはち

花伎

其の通清殿より草花と長橋の養老所は歌やうは使は
 中后女のつさと忌む河一ととも下男は花省
 と持と系う

御目お度事

其の御目お度事八月より十二日との同日と撰ひく
 心祝ひ有は五つ垢筆七歌お師厨子所は橋

八月朔、小花粥

持仙堂

其の儀司ししもの白粥すすもの忌禁と云ふは
海人葷菜不見しあれし今に別よありのりや御著
いし秋のねりりし山田削て奉る

八朔御祝儀

その田圃節句しもの院中徳宮方徳家お申方
地下のまより様しものあともあつたに
ト子もくましくい太刀とすもの長徳の長きと所し
使志しあふ御し下りし八朔のくは後醍醐院御外
威通方御の奉しおし御し時し御し

事根原よんくをり正徳二年のいれは
のいしものあつた相人しものあつた
もしめりし御しきんと是のく有るふられは
浮き院建長のいし事おられるし中
葉しはんしはん

所馬所進敷

園東の御使し二條大い番家の内也
長袴おて系取内もし
史のりし系取内所の所唐所し
長詣りしやてし御し

持仙堂

宮内下事侍奏西御中事等、
寮装束をとり、
言道人の前庭に奉り、
動し、
お祈りし、
東に西進し、
十五、

名月御歌

是の初秋芋二歌、
命婦より歌せし、
の廂の東の御座より、
年の中事、

八幡放生會

八幡放生會

是の十ら、
高の宮命、
内記以下の、
毎竹下、
相外記、
府左右、
等の社、
應神天皇、

以て肥後守置敷殿比と云所小糸の後豊花の
 宇佐の宮上法和天皇の御代男山石法水工
 梅の多しと云放牛舎の元正天皇の養老年中
 神託小依く始りし事根源の元
 ありし中世より本改終りしを安永年中
 中再興ありし事あり
 十六、**中霊糸**
 是の所新祇園と云ふ所
 上丁
 是ハ二月小回

九月九日 **中秋**

是の初秋在後二秋即吸ぬ之秋錫菓也
 菓の花と云法所より云
重陽和秋所會
 是の徳家より條進あり古ハ節今有重
 陽宴と云中此の左右小菓菓袋とかけ
 りし中前小菓の瓶と云し公事根源
 少あり弘仁式より菓花の宴古文人事
 有徳花式も云たり中此代ハ所り物
 之後那ト向ふ所菓と云と云

上桑向志く上卿兵少外記少史少内記之殿
察使王忌部卜部中臣掃部察右使左右馬寮
若使主水司内宿察大藏省水書の史一人
也神祇官より作法を傳ふ御幣(秘傳也若
使馳歸り七位子の時仰拜あり御幣奉向の
人より察主中臣左大臣家使王忌部御幣の用
清士あや例幣の式奉養院の時より始る
一江記よりたせ

十三カ 名月御歌

其ハ三歌八月十五日少御歌 清原殿の箱の東

の御衣あて月と御衣をさうさう 本朝今車月
と数ふ事付寛平十法皇の時より始る
中右記よりたせ

土月形 更衣

其ハ御衣の冬より夏に是は清原殿に事有衣御
殿の儀と冬の儀よりは始る歌と御衣月朝
日のこと

十五のり 仰言松御歌

其ハ御衣重くも云初歌仰言松重二伏錫使
智保任し能留候らむ友合ふ事少重のま

しをたう解と入持は玉能智那く奉らん
能智と云ふ二献中何れも情所より
言格は白赤黒の少解と三方を法示し
中未らゆ統制と執せられゆ息とめきさ
らじりてまけ解は紅黒赤の少法香の象と
法故は白とゆふは親三方持家方門解方
堂と中三方と中法の字は長徳の妻
と解と中三方と使有忠孝ハ中科矢背の里
く奉らん言の口三ツあとの初めの口ハ解と
云のふ二度のハ解は忠孝のふ二度のハ解は

昔三度と云ふのふもれと若言の口ハの財ハ
幼解と忠孝のふ二度のハ解とみち忠と群忌
隆集と云十月言ハ口食解除万病又難立行
言ハ十月言ハ口食解令入世病言ハ口解の
中縁也新と政事要略と云

法をく

是に言子の口小した白と強飯と入持と
ほて推自くくをゆふは教下次小ゆ女
中方ゆくまぬと看て

神七月時あるのあはれ我思ふ事四は

と習してそと番近の事より正に被下し

工月終 供年同

その業の折に入きる本の家は江列に有る部民の
島より教上す事後宮信長を以て氏親を奉る
供所所より其を式に江戸に都を教
すこと有はは凡形に教道は出さるむ
いふこと教す所の比よりいふ事あり
と宸記年中行事より志す事あり

新曆歌

その法は案事徳井曆博士より奉る所

与るは曆の真名を二月より六月まで記し
の素系より宸記の所料より一と一と名
は七月より十二月まで六月終より又後
名曆一卷と法より古の曆長を以て申替り
奉る事南郷より所より後有る本朝
の曆は欽明天皇の所時法より也り也記は
あり

忌火師飯

その法は倭大森子の所より所内膳司
清原氏より奉る新掌舎所神奉入の所

膳の火を改めて奉り成忌火とす。舊記
少見也。伊豆代ハ新嘗會ハ此ノ行ハ也。是
所ハ伊豫ノ山也。在ヤ。

子。子。子。

其ハ伊過家系内有テ琴と彈セ。是樂林秋太
平樂の。

右子祭の伊膳別祿有ク在ク也。

伊上伊夜食ノ節 蛭子大黒 大片木膳

伊焼物 生小鯛 集ノ汁 伊汁 里芋 蘿蔔 豆 一塩小鯛

集ノ汁 上回素 一伊膳 鶏海月 栗 全椒 一鱈 生海鼠 蘿蔔 九年南

生豆腐 ヌ 一二段蘿蔔 三聖飯

口过飯 長檜飯 三聖ノ秋 女孺ハ一トハ人

一塩小鯛 集ノ汁 一塩小鯛 集ノ汁 口上

相立 三聖 九年南 伊前折敷 白若 一鱈 口上

一貝聖 塩貝 板子豆皮 一生子鱈 一糠 三聖 食

相立 三聖 胡蘿蔔 一豆ノ飯

右ノ伊ハ長ヲ口过飯ハ湯漬也。

上ノ申ノ日 春日祭

是ハ一夜三日の伊神奉。二月廿九日

中ノ申ノ日 新嘗會

その新嘗祭はともも殿母屋の内二宮と神志殿
代は捧（ら）じに如く行幸成て當年の新穀と
天子自ら天神地祇に供へさせ給ふ昔は中和院
の神志殿として内裏の西は有別殿に行幸成り
て行われし左今も今東のお神とて行幸と稱し
よりこし正月の神の神食薦といふは同し十
神酒の饗より中の辰の日の神をて神神
有神供の米粟は神料山科は丹波山玉
はよりよ家内儀又は是て調進は白玉の

神酒は道師日よりより系儀の嘗とて上を
申納言系儀は小納言侍は左右中少將
四人より職事小納言小忌と忌と忌と忌と
忌と忌と掛り、小忌といふは齋也細密は
齋戒するを云はれり小忌といふは白き晒布と
粉法よりて山笠よりて撰紙と書指し裁
縫は單のよりて袖は一幅よりておこしと
経履系は調子とすありまは賜り東宮の
よりよとつこし産の曼いありて徳角帳と流
ひ冠のよりひは纏ひた右は白助りたれて

かゝるこ又り陰もほてかゝるこり陰も草に瓶
 のおろせと云ぬそ浮山小あかり陰も草とかが
 とする事り本記やるなり心算は梅の皮三
 寸斗糸の結ひ花もも貝或は金洞を作り
 たるもま何せも冠の中子よほてまろし中納言
 家持のちりまろし山下り陰わつゝまろし
 さふ梅と志のしんとしるまろし文主代を國家
 におおつゝまろし陰も草とあつゝ小掛らぬ安板の
 天子神系の沖波うて餘人忌とす但し神
 祇及の人の者ろし白と練結めを製しせし襦せし

とそ禰のあ板ふりしと傍板ふありと
 大忌とい大概一毎戒すと云たの束帯斗し
 大臣の人の所作法の内所希ふ者ろし
 舊記小んたり地十の徳司ハ大外記官督出
 納印記史の事官内務司造内司大務職
 三平水司掃部寮主殿寮主殿省本之寮
 大倉人石史大務職之は日ハ秋の忌衣との
 きり陰わつゝ心算とつげらそつゝ神供
 中何のつら板やろしと重し神系の板との
 くらやろし又り奉官もあつゝ神祇及

のほふらりていり松の小鳥くもふ白く西布
 とおしやうてまき指とて裁縫の物衣のねみ
 て尻をきねて束帯のトビのふくまふりては
 小鳥の法目の小鳥をさうと有又の物をも
 調とすくと物物の小鳥くも物ね有信目の
 小鳥ふ似たり袍のふま着く侍奉儀奉
 職奉のねは入らまはるはくも着る又少形
 小鳥くも有肩衣ふまのふまねやりのお花
 トく官人ト引とて何ふ及びは忌すまへの
 衣履束帯衣冠物衣束金大紋衣のふ

ともこのりとも小鳥衣をさうとて神々の殿
 の御用はのりともいりてはるもてはるはるの
 衣履束と神代忠うて天照太神當新嘗
 そ新嘗命の始め申せ終せと元文
 年中御再興と御高代は未の御持す
 名田の御持すてはるのりて行はるを
 新嘗年御行はる又大嘗命とて御即
 程の後御代中に一度行はる大嘗命
 行はる年御別小新嘗命行はる大嘗
 命と大祀とてはる新嘗命と中祀とて

カラス

申す辰日 解齋御齋

そは清原御天彦子の所産と云はれ内膳
に水日くし酒とす神幸解の御齋
なり所産代末の御齋なり

豊明節會

そは所産新穀を白玉の酒と天神地祇に
供へざるはひてなり天子も亦なむ臣下も
賜ふるなり節會を行はる是の節會
とも云はれ日本紀皇命の初子と云ふ所の

豊の明と云ふは有るなり未嘗又名
新とれ記すと云ふなり豊のゆるむは
そは節會の名と云ふもまたの法樂と云
ていふのゆるむは節會の節會
と云ふのゆるむは節會と云ふは節會
樂と云ふなりは百番節會と云ふは節會
後の節會と云ふは節會と云ふは節會
と云ふゆるむは節會と云ふは節會
考へては左なり中なりは節會の節會
上地下のゆるむは節會と云ふは節會

武尊兼所作の陪從衆人より知七庭燎
早韓神相倉楚約より云神泉歌有
新士庭燎と云く又人長とて神のたお
て高ふ衆人より春夜の比下にお他行
所掃歌案之庭燎内庭燎大庭燎
南庭燎中庭燎小庭燎人石九仕人他
神系のの娘を天照大神素戔の妻と
さと思ふといひ天の盤戸と別して是れ
六合常聞ふ歌とて神神誌にて新ら
ていふは庭燎の具と作り庭燎と云ふと
實本

のたは後和帝とては皇新神系にて麻と
河向もお神とていふありて神の
たひもていふは神系とはいふありて
素戔事記古事記古語拾遺系とありて
甲子十二月有甲申系但隔年行い
有禁秘抄と書と記す

甲子神系

是ハ古事記と撰ひて有く甲申ありて
般の般のより高祖司より上より二
三秋錫菓の能く人信男所より
公常ハ

之殿寮栢らるる庭より潤とす是所の本
家御門の根より豆麩煮賣山椒味噌と掛て
下子りりりとの敷とて老所破ハ破之ハ水
煮人御栢削ハ侍男兵ハ活す御

正月帝命のこゝに新嘗の祭小倉
儀の上仰事相のこゝに小倉と共用と
り御中より小倉長とてと有てびんて
外兵の上そと御のこゝに御儀の起獲儀と
任次りまます上そと御のこゝに御儀の起獲儀と
さし御儀の人のこゝに御儀の起獲儀と

元文事仲而再興の後桃屋流御時より五節
始る南庭小倉長と御儀を換取儀は左右衛
門栢栢と潤とす大御所別當衆人と潤と
る殿の廂より御儀あり御儀のこゝに御儀
ハ未の御儀

二月の温臈粥

その推日よりより首末もよめありと耳酒と
練くもあし事文類聚より十二月朔ハ
徳大寺作洛傳命の送七宝五味粥謂之撰
八衛本朝よりハ臘ハの粥と温臈粥と名あり

一、然るに際、唐々の二水記に見るを

神樂

そのり、佐定より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
少て、其方より、二夜三日の神樂、奉有、尚夜、内侍
所、其方より、有て、神樂、神樂、と、其方より、中末の柏子
舟、秋、奉有、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
田家、五、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭

神樂

その、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭

神樂

その、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭

神樂

その、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭
其方より、其方より、其方より、撰玉、内侍所、前庭

一宿しそを初 毎夜七粒佳しト云そ
のふまゝや

内侍所 奉儀

その節は難く奉儀とも入らる。内侍所
より所供の奉儀と出さるる

五香 甲狀

その初狀三ツ者二狀 煎 雜三狀 以吸
物 清所より与る 清供所の所 膳 菜 肉
の所 膳の所 厨子 下 奉 儀 大 隅 氏 与
与る 元 日

三十一 大湯

その釜 殿 役 人 一 与 与

清 祓

その者 因 家 祭 内 有 内 侍 所 の 前
庭 へ 行 六 月 小 初 日

年號勘者 宜下次第

先職事來着中門廊壁邊座

次家司出逢

職事中事由

主人令出上達部座給

次以家司台職事

職事參候貫字主人目許之後參進

仰在詞進口宣狀

主人令披見給

職事退出

次大外記來着侍所座

次家司出逢

大外記申事由

次以家司出大外記

大外記參候筆子主人目許之後參進

主人仰年號勘者之事其制如即下口 宣狀

大外記辨唯退出

國解 羊年號勘文 養閑次第

先大外記持參勘文着侍所座

次家司出逢

大外記申事由

主人令出上達部座給

次以家司出大外記

大外記參候筆子主人目許之後參進勘文

主人令披見給留文返給筆

大外記退出所

次職事持參國解若儒卿助文着中門廊壁邊座
次家司出進

職事申事由

次以家司占職事

職事參候筭子主人目許之後參進進國解

助文等

主人令披見給

職事退中門廊

次辨來着中門廊壁邊座

史同來着侍所座

次家司出進

辨申事由

次以家司占辨

辨參候筭子主人目許之後參進

主人授國解辨退筭子披見之仰可續例之由

次辨給國解退下於中門廊占史授國解仰其

由史稱唯退於便所續例持參進辨

次辨取國解候筭子主人目許之後參進々々

主之令披見給

次辨史等退出

次以家司召職事

職事參候筭子主人目許之後參進

主人授國解勅文勅文卷籠等仰可 奏聞之

由職事退出

次職事 奏聞畢歸來候中門廊座

次家司出達

職事申事由

次以家司召職事

職事參候筭子主人目許之後參進返國

勅文留解仰所仰可令諸卿定申之退出

次以家司召大外記

大外記參候筭子主人目許之後參進

主人仰可有陣定可儀諸卿之中

次大外記稱唯退出

Blank manuscript page with vertical lines.

定文 午刻 葵聞次第

先大親入車寄戶着上邊部座

次家司出逢

大親申椅參定文之由

主人令出上邊部座給

次大親起座進寄逢定文 國解相副

主人令投見給

次大親退出

次職事來着中門廊壁邊座

次家司出進

職事申事由

次以家司出職事

職事參候筭子主人目許之後參進

主人授國解定文

定文卷以龍目解之禮紙

等仰可

奏門之由

職事退出

次職事參候筭子主人目許之後參進返進國

次家司出進

職事申事由

次以家司出職事

職事參候筭子主人目許之後參進返進國

解定文等仰之詞退出

次辨來着中門廊壁邊座

史回來着侍所座

次家司出進

辨申事由

次以家司出辨

辨參候筭子主人目許之後參進

主人給國解定文等

辨退筭子披見之仰之詞

次辨於中門廊下吏下文仰之詞
次辨吏等退出

十月十三日原刻
詔書覆奏次第

上御着仗座 輿

次外記來小庭中 詔書覆奏候之由

次上御仰可令候之由

外記稱唯退出

次上御以官人招職事奏 詔書覆奏候之由

職事歸來仰 聞之由

次上御移着外座

令官人敷膝突

次令官人為外記

外記候小庭

上卿仰可持參

詔書覆奏之由

次外記持參

詔書覆奏梓枝

上卿披見就弓場以職事奏聞

外記相從畢返給

上卿披見

御可之有無

職事仰詞

次上卿還着陣

外記候小庭

上卿目外記外記退去

次上卿令官人撤膝突

次上卿起座

Blank lined area on the right page.

中山王孫子自得之并後之君

正使

正使

紫巾大吏

副使

贊議官

樂正

儀清正

掌翰史

田里親書之

兼本親書之

大漢親書之

園肺

真花屋報云云

二使 侵賢

唐花味報云云

同

波平報云云

同

伊波山報云云

副使 同

和守報云云

樂師

新川報云云

同

上東報云云

同

玉城報云云

同

伊江報云云

同

十月十日 備後守 賴朝 奏 御 奏 御 奏 御 奏 御

與世山報云云

樂師子

小波津里云云

同

海部河原云云

同

玉野里云云

同

上河原云云

同

伊奈堂里云云

同

伊是名里云云

後云

崎袋報云云

我那霸報云云

伊佐報云云

左五迫親重

多里山親重

三友城親重

堀内親重

赤津田親重

中野親重

仲山親重

長谷親重

具志留親重

仲山親重

惣平親重

田村親重

石川親重

依川親重

仲村親重

仲村子

大城子

仲重子

具志留子

濱村仁重

藤村仁重

長谷仁重

掛福仁重

具志留仁重

玉形親重

具志留仁重

具世親重

具志留仁重

仲山仁重

仲山親重

赤津田仁重

具志留仁重

玉形親重

大城仁重

小原仁重

赤津田仁重

具志留仁重

大城仁重

仲山仁重

具志留仁重

古瀬江金

古里江金

比高江金

仲西江金

名高江金

金堀江金

玉堀江金

高野江金

今堀江金

今堀江金

今堀江金

新庄江金

長原江金

明野江金

尾崎江金

尾崎江金

大田江金

今堀江金

大田江金

今堀江金

高野江金

高野江金

新庄江金

今堀江金

古瀬江金

比高江金

比高江金

比高江金

今堀江金

右方十江金

以下全て
白紙

